

町有財産随時売払随意契約応募説明書

随意契約による普通財産の売却については、関係法令に定めるもののほか、この実施説明書によるものとします。

1 売却物件

売却する普通財産は、以下のとおりです。詳細については、「物件調書」をご確認ください。

物件 番号	所 在 地	地 目	地積・延床面積	建ぺい率 容積率	売却価格
1	湧水町鶴丸字吹上 629 番 3 629 番 5 629 番 6 ※当物件は3筆を1区画として売却 します。	宅 地	229.64 m ²	70% 400%	369,000 円
2	湧水町中津川字上小路 546 番 5	宅 地	380.56 m ²	70% 400%	1,310,000 円
		建物 1	166.97 m ²		
		建物 2	3.92 m ²		

2 契約に必要な資格

次の各号に掲げる者以外の方であれば、個人、法人、どなたでも購入できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 町税を滞納している者、又はその他町への債務がある者
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 号の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (6) その他町長が不適当と認めた者

3 申込みの手続き等

来庁された方が対象となります。所定の申込書に必要書類を添付し、湧水町役場 企画財政課 管財係へお申込みください。ただし、来庁が困難な特別な事情等がある場合は、個別にご相談ください。

(1) 申込書類

	個人の場合	法人の場合
①	町有財産随時売払随意契約申込書（様式1）	
②	見積書（様式3）	
③	住民票	履歴事項全部証明書
④	印鑑登録証明書（法人の場合は代表者印）	
⑤	身分証明書	資格証明書（代表者事項証明書）
⑥	町税納税証明書（未納がないことの証明書）※非課税の場合はその証明書	

※証明書類は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(2) 受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内に提出ください。

申込受付期間	令和8年7月13日(月)から令和8年8月31日(月)まで(開庁日のみ)
申込受付時間	午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 申込みに当たっての留意事項

- (ア) 申込書（様式1）に必要事項を記入し、実印(印鑑登録のもの)を押印し申込書類と合わせて提出ください。
- (イ) 提出書類は返却及び公表は行わず、契約事務のみに使用し他の用途に使用しません。
- (ウ) 申込み後、書類審査を行い売却適当と認められたときは、普通財産譲渡決定通知書（様式4）を発送します。
- (エ) 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が申込まれる場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状（様式5）をご持参ください。

4 物件の確認等

物件については物件調書に概略を記載していますが、現状引渡しとなります。現地説明は行いませんので、申込みを行う前に、必ず申込者自身において現地を確認し、物件の利用等に係る諸規制について、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。

5 契約の相手方の決定

申込み先着順に売却予定者を決定します。ただし、同時に複数の者から申し込みがあった場合は、くじ引きの方法により決定します。

※既に売却済となっている場合は、ご容赦ください。

6 契約の締結等

(1) 売買契約書案の提出

契約の相手方に決定した者は、決定の日から5日以内に、記名押印した売買契約書の案2通を提出していただきます。(契約書(案)は町から交付します。)

(2) 契約の締結

(ア) 売買契約の締結は、速やかに行います。

(イ) 売買契約書のうち、1通(町で保管するもの)に貼付する収入印紙その他契約の締結に必要な費用は、契約者の負担となります。

7 契約保証金の納付

売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金の100分の10以上(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げます)の金額を、町が発行する納入通知書で納付していただきます。

(ア) この契約保証金は、全額を売買代金の一部として充当します。

(イ) 契約保証金には利息を付しません。

8 売買代金の支払方法

(1) 売買代金(契約保証金額を除いた残金)は、売買契約締結後、町が発行する納入通知書により指定した期日までに一括で納付していただきます。(契約締結の日より30日以内)

(2) 契約者が契約保証金額を除いた売買代金を納入期日までに支払わない場合において、町が納付することを不能と認めたときは、売買契約を解除するものとし、契約保証金は町に帰属します。

9 所有権の移転等

売買代金の全額納付が行われ、湧水町が確認したときに所有権の移転があったものとし、同時に売却物件を引渡ししたものとします。

(ア) 所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の履行に必要な費用は、全て契約者の負担となります。

(イ) 売買代金が納入され所有権が移転したときは、湧水町が所有権移転登記を行います。但し、表題登記及び所有権保存登記が未登記の物件は、契約者がこれらの登記を行うものとする。町は登記に必要な登記承諾書を交付します。

(ウ) 売買契約及び所有権の移転登記は、契約者と異なる方とは原則行いません。

(エ) 売却物件は現状での引渡しとなります。

(オ) 所有権移転登記が終了次第、落札者に登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが終了します。

10 契約の条件

売買物件については、売買契約書において、次の制限が付されます。

なお、契約内容については、「町有財産売買契約書(案)」を参照ください。

(1) 用途制限

(ア) 契約者は、売買物件を契約締結の日から５年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(イ) 契約者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 違約金の支払い

上記に違反した場合は、売買契約書に定める金額を違約金として町に支払わなければなりません。

11 留意事項

(1) 申込みされる方は、この説明書及び町有財産売買契約書(案)に記載された事項を熟読ください。

(2) 売却物件は現状引渡しとなります。現況を十分確認のうえ、お申込みください。

(3) この説明書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、湧水町契約規則、湧水町普通財産処分事務取扱要綱、その他関係法令等の定めるところにより処理します。

12 問合せ先

湧水町役場 企画財政課 管財係

電 話 0995-74-3111 (内線 2270)

F A X 0995-74-4249

E-mail densan@town.yusui.kagoshima.jp